

労働保険番号及び年金証書番号の構成について

1. 労働保険番号の構成

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
〇〇 (2桁)	〇 (1桁)	〇〇 (2桁)	〇〇〇〇〇〇 (6桁)	〇〇〇 (3桁)

2 構成要素のコード化

(1) 府県

一般事業場については、当該事業場の所在地、労働保険事務組合委託加入事業場については当該事業場の事務処理を委託する事務組合の主たる事務所の所在地の属する都道府県を示すもので、「都道府県労働局コード表」による2桁の数字を表すことになっています。岡山県は33です。

(2) 所掌

当該事業に係る労働保険番号の付与事務の所掌が労働基準監督署（以下「監督署」という。）であるか、公共職業安定所（以下「安定所」という。）であるかを示すもので、次のコードで表すことになっています。

監督署の所掌する事業・・・・・・・・・1

安定所の所掌する事業・・・・・・・・・3

労働局の所掌する事業のうち、複数事業労働者の場合、所掌を「7」におきかえることとなります。

(3) 管轄

個別加入事業場については、当該事業場の所在地、委託加入事業場については事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する監督署又は安定所を示すもので、監督署の所掌する事業（所掌番号が1）については、「監督署コード番号表」、安定所の所掌する事業（所掌番号が3）については「安定所コード番号表」による2桁の数字で表すことになっています。

《参考》岡山県内における管轄コード番号及び管轄区域

監督署（所掌番号1）			安定所（所掌番号3）	
署名	管轄コード	管轄区域	所名	管轄コード
岡山	01	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町のうち旧加茂川町地域	岡山	01
			玉野	04
			西大寺	11
倉敷	02	倉敷市、総社市、早島町	倉敷中央	03
津山	04	津山市、真庭市、美作市、久米南町、美咲町、勝央町、奈義町、鏡野町、西粟倉村、新庄村	津山	02

笠岡	0 5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	笠岡	0 8
和気	0 6	備前市、赤磐市、和気町	和気	0 6
新見	0 7	新見市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町地域	高梁	0 7

(4)基 幹 番 号

当該事業の労働保険料の徴収上の事業単位を示す固有番号で、通常6桁の数字で構成する基幹番号で表し、特殊な事業については、基幹番号の次に3桁の数字で構成する枝番号を付して表すことになっています。

3 年金証書の番号の構成

管轄局	種別	西暦年	番号
○ ○ (2桁)	○ (1桁)	○ ○ (2桁)	○○○○ (4桁)

(1) 管轄局

「都道府県労働局コード表」による2桁の数字を表すことになっています。岡山県は33です。

(2)種 別

労災年金の種別を表します。

- 傷病（補償）年金・・・・・・・・・1
- 障害（補償）年金・・・・・・・・・3
- 遺族（補償）年金・・・・・・・・・5

注 労災診療費の給付を受けるのは「傷病（補償）年金」（種別1）の受給者のみとなります。傷病（補償）年金受給者の場合は、○傷の表示がある「診療費請求内訳書」を使用してください。